

令和5年1月19日

報道機関各位

火災や自然災害により被害を受けた 文化芸術事業を行う施設の支援について

ホール、劇場やライブハウス、ギャラリーなど集客し公演・上映・展示を行う施設で行われる文化芸術活動は、人々に感動や勇気を与える重要な活動である。

音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等の公演や絵画、写真、書道等の展示、映画、アニメーションなどの上映といった文化芸術活動を行う施設の事業者が火災や自然災害により被災した場合、市民が文化芸術活動を享受する機会が著しく損なわれる。

火災等により被災した方々が復旧から復興に向け歩みを進める中、被災した文化芸術事業を営む施設が行う、公演・上映・展示といった同事業を支援し、市民の文化芸術活動を享受する機会を確保するため、被災した施設が市有施設で同事業を行う際の施設使用料などについて、減免などの方法により支援する制度を今後、新設する。

制度の詳細や開始時期等については、今年度中を目途に、決まり次第、改めてお知らせする。

お問い合わせ先

北九州市市民文化スポーツ局文化企画課

担当 村田

電話 093-582-2389